

令和5年
使用

交通安全 ポスター デザイン 募集

一般部門A 運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの 誰でも応募可

運転は ゆとりとマナーの ニ刀流

スローガンは
こちら!

一般部門B 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの 誰でも応募可

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

こども部門 子どもたちに交通安全を呼びかけるもの 中学生以下の応募可

ペだるこぐ ぼくのあいぼう へるめっと



締切 令和5年1月31日(火) 消印有効

募集内容

各部門とも「令和5年使用内閣総理大臣賞受賞スローガン」を原文のまま使用してポスターを制作してください。
スローガンの漢字をひらがなやカタカナに変えたり、句読点や括弧などを付加した場合は審査対象となります。

作品サイズ

一般部門A、B▶B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦位置に限る

こども部門▶B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦・横位置自由

※印刷用のトンボ(断裁位置の目印)や余白は不要です。障がい等で上記作品サイズを描くことが困難な場合は、「交通安全ポスター デザイン」事務局(毎日企画サービス内)へお問い合わせください。

制作上の注意

本ポスター デザインは交通安全を訴えるものであることから、交通ルールを遵守したものとし、制作にあたっては特に以下の点に注意すること。ただし、危険性を訴える目的で信号機を擬人化するなど、制作上必要性が認められる場合は審査の際に考慮する。

- 信号機、標識、標示等を正しく描く。
- 車内の人物はシートベルトまたはチャイルドシートを正しく着用する。
- 自転車を素材にする場合は、ブレーキ等の車体と乗り方を正しく描く、ヘルメットを正しく着用させる。

○自作、未発表作品に限る。他者の知的所有権を侵害しないこと。

他者の作品や顔写真、商品、商標等が作品中に含まれていると判断される場合は審査の対象とならない。

○応募点数に制限はもうけない。共同制作も可。

○パソコンによる制作、レタリングやイラストレーションの使用、写真のデザイン化も可。
※ホームページのQ&A(よくある質問)もご覧ください。

参考 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

詳細はこちらの二次元コードからも
ご確認できます。

毎日新聞社 交通安全
ポスター デザイン 募集



応募方法・賞・応募用紙は裏面をご覧ください！